【市税及び保険料に係る届出様式】

記入例

令和　○年　○月　○日

萩 市 長 あ て

相 続 人 代 表 者 指 定（変 更） 届

地方税法第９条の２第１項の規定による被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く）および還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり届け出ます。代表者の指定（変更）については、相続人全員の同意を得ております。

なお、当該相続財産およびこの届出の内容に関して万一争い等が起きた場合は、相続人代表者が責任を持って対処することを誓約します。

被相続人（死亡された方）	住　所	萩市大字江向 510 番地			
	フリガナ 氏　名	ハギシ　タロウ 萩市　太郎	生年月日	Ⓢ･H･R 20 年　4 月　1 日	
	死亡年月日	令和　5 年　4 月　1 日			
相続人代表者	住　所	萩市大字江向 1 番地			
	フリガナ 氏　名	自署又は記名押印 はぎし　はなこ 萩市　花子	被相続人との続柄	長女	
	生年月日	Ⓢ･H･R　50 年　5 月　1 日			
	連絡先	0838（　25　）3136			
前相続人代表者（相続人代表変更の場合のみ記入）	住　所				
	フリガナ 氏　名	自署又は記名押印	被相続人との続柄		

その他の相続人	住　所	氏　名	続柄
	山口県山口市	萩市　次郎	長男

代表相続人以外の相続人（法定相続人）の「住所」「氏名」「被相続人との続柄」を記入してください。
ただし、住所は記載が可能なところまでで構いません。

※その他の相続人の方の住所は記載が可能なところまで記入されてください。

関係課（係）確認印	市民税	／	固定税	／	軽自税	／	国保料	／	介護料	／	後期料	／

【課税課提出用】

【参考】

相　続　人　の　範　囲

相続人の範囲は、民法で次のとおり定められております。

（１）相続人の範囲

死亡した人の配偶者は、常に相続人となり、配偶者以外の人は、次の順序で配偶者と一緒に相続人になります。

第１順位

死亡した人の子供

その子供が既に死亡しているときは、その子供の直系卑属（子供や孫）が相続人となります。

第２順位

死亡した人の直系尊属（父母や祖父母など）

父母も祖父母もいるときは、近い世代である父母の方を優先します。

第２順位の人は、第１順位の人がいないとき相続人になります。

第３順位

死亡した人の兄弟姉妹

その兄弟姉妹が既に死亡しているときは、その子供

第３順位の人は、第１順位の人も第２順位の人もいないとき相続人になります。

なお、相続を放棄した人は、初めから相続人でなかったものとされます。

また、内縁関係の人は、相続人に含まれません。